

令和8年度地域づくり推進事業 制度概要

区分	事業名	事業要件	対象者	補助金額等
R7年度に1回目の 交付を受けた事業	地域課題解決支援事業 (市民団体等が、地域における課題を解決するための活動を行い地域を守る事業 に対して助成する事。)	福祉に関する支援事業 (子育て・教育・防災・健康 づくり)	市内に住所を有する者5名以 上で組織する団体	5回までの申請とする。 ①1回目から3回目 補助対象経費の3分の2以内に相当する額。ただし、50万円を限度と する。 ②4回目 補助対象経費の2分の1以内に相当する額。ただし、40万円を限度とする。 ③5回目 補助対象経費の10分の4以内に相当する額。ただし、30万円を限度とする。
	地域の魅力づくり支援事業 (市民団体等が、地域の活力増進と連帯 感の創出を図りながら、地域の賑わい創 出と魅力を引き出す事業を助成する事 業)	・イベント事業 ・その他地域づくりに貢献す ると認められる事業	市内に住所を有する者5名以 上で組織する団体	5回までの交付とする。 ①1回目から3回目 補助対象経費の3分の2以内に相当する額。ただし、50万円を限度と する。 ②4回目 補助対象経費の2分の1以内に相当する額。ただし、40万円を限度とする。 ③5回目 補助対象経費の10分の4以内に相当する額。ただし、30万円を限度とする。
R6年度まで交付を 受けた事業	地域課題解決支援事業 (市民団体等が、地域における課題を解決するための活動を行い地域を守る事業 に対して助成する事。)	福祉に関する支援事業 (子育て・教育・防災・健康 づくり)	市内に住所を有する者5名以 上で組織する団体	令和7年度以降の交付を1回目として、6回までの交付とする。 ①1回目から4回目 補助対象経費の4分の3以内に相当する額。ただし、50万円を限度と する。 ②5回目 補助対象経費の3分の2以内に相当する額。ただし、40万円を限度とする。 ③6回目 補助対象経費の2分の1以内に相当する額。ただし、30万円を限度とする。
		福祉分野の講習会	市内に住所を有する者5名以 上で組織する団体	令和7年度以降の交付を1回目として、6回までの交付とする。 ①1回目から4回目 補助対象経費の10分の9以内に相当する額。ただし、50万円を限度 とする。 ②5回目 補助対象経費の3分の2以内に相当する額。ただし、40万円を限度とする。 ③6回目 補助対象経費の2分の1以内に相当する額。ただし、30万円を限度とする。
	地域の魅力づくり支援事業 (市民団体等が、地域の活力増進と連帯 感の創出を図りながら、地域の賑わい創 出と魅力を引き出す事業を助成する事 業)	・イベント事業 ・その他地域づくりに貢献す ると認められる事業	市内に住所を有する者5名以 上で組織する団体	令和6年度以前の申請と通算して7回までの交付とする。 ①2回目から5回目 補助対象経費の4分の3以内に相当する額。ただし、50万円を限度と する。 ②6回目 補助対象経費の3分の2以内に相当する額。ただし、40万円を限度とする。 ③7回目 補助対象経費の2分の1以内に相当する額。ただし、30万円を限度とする。

補助対象経費

補助対象経費		注 意 事 項
費 目	内 容	
報償費	外部講師等への謝礼	採択団体内の人材に対する謝礼は除く
	上記に対する飲食費	酒類を伴う場合を除く
旅費	講師の宿泊・交通費	公共交通機関の利用を原則とする
需用費	燃料費、修繕費、消耗品購入費	
	チラシやパンフレット等の印刷製本費	本事業を活用したものであることを明記する
委託料		花火等、委託したものが一事業となるものを除く
役務費	郵送料・配送料・電話代等の通信運搬費	電話代は支払額が明確に特定できる場合に限る
	許可申請等にかかる手数料	事業に関連するものに限定される
	保険料	
使用料・賃借料	会場借上げ料、各種レンタル・リース	事業に関連するものに限定される
工事請負費		
原材料費		
備品購入費	総額 5 万円以内	